



令和元年6月20日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・エル・イー
代 表 者 名 代表取締役 権木 隆太
(コード番号：3686 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 松本 博数
(TEL. 03-3221-3980)

**臨時株主総会の開催並びに決算期（事業年度の末日）の変更
及び定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、令和元年5月28日付の「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、臨時株主総会招集のための基準日を本年6月13日に設定する旨をお知らせいたしました。本日開催の取締役会において、臨時株主総会を下記のとおり開催することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、同取締役会において、決算期の変更を含む「定款の一部変更の件」を当該臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会の日時・場所及び目的事項（決議事項）について

(1)開催日時

令和元年7月23日（火曜日）13時

(2)開催場所

東京都千代田区一番町12 いきいきプラザ一番町 地下1階 カスケードホール

(3)目的事項

決議事項 第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 取締役3名選任の件

新任取締役候補者は、以下のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
	平成2年4月 朝日放送株式会社入社

<p>大塚 健 吾 (昭和42年3月30日)</p>	<p>平成22年6月 同 経理局経理センター財務担当部長 平成28年9月 同 経理局経理センター長 平成30年4月 朝日放送テレビ株式会社経理局長兼経理センター長・朝日放送グループホールディングス株式会社兼務 平成30年6月 同 経理局長兼財務部長・朝日放送グループホールディングス株式会社兼務 平成30年10月 同 経理局長・朝日放送グループホールディングス株式会社兼務 令和元年6月 同 人事局付局長同等・出向休職 令和元年6月 当社出向</p>
<p>井上 隆 史 (昭和37年3月6日)</p>	<p>昭和60年4月 朝日放送株式会社入社 平成18年11月 同 編成本部報道局ニュース情報センターニュース担当部長 平成22年4月 同 編成本部報道局ニュース情報センター長 平成24年4月 同 報道局付局長補佐同等・出向休職(朝日新聞大阪本社) 平成26年4月 同 広報局広報部マネージャー 平成26年6月 同 広報局広報部長 平成28年1月 同 経営戦略室長 平成30年4月 朝日放送グループホールディングス株式会社経営戦略局長・朝日放送テレビ株式会社兼務 平成31年4月 朝日放送グループホールディングス株式会社執行役員・朝日放送テレビ株式会社役員待遇テレビ社長室長(委嘱)</p>
<p>清水 厚 志 (昭和36年4月20日)</p>	<p>昭和60年4月 朝日放送株式会社入社 平成18年4月 同 編成局テレビ編成部長 平成21年4月 同 事業局コンテンツ事業部長 平成25年4月 同 経営戦略室マネージャー 平成27年6月 同 経営戦略室室長補佐 平成29年4月 同 総合編成局長 平成30年4月 朝日放送テレビ株式会社総合編成局長 平成30年6月 同 総合編成局長兼マーケティング戦略部長 平成31年4月 同 取締役 総合編成局長(委嘱)</p>

2. 決算期の変更及び定款の一部変更について

(1) 変更の理由

① 決算期の変更

当社の事業年度は「毎年7月1日から翌年6月30日まで」であります。親会社である朝日放送グループホールディングス株式会社の事業年度は「毎年4月1日から翌年3月31日まで」となっております。朝日放送グループホールディングス株式会社の事業との決算期統一を図り、経営計画の策定や業績管理など事業運営の効率化を推進すると共に、より適時・適切な経営情報の開示を図るため、当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更いたしたく、現行定款の変更を行うものであります。

これに伴い、現行定款第12条(基準日)、第13条(招集)、第44条(事業年度)、第45条(期末配当金)及び第46条(中間配当金)の一部を変更し、事業年度の変更に伴う経過措置につきまして、附則を新設するものであります。

② 取締役の員数の変更

経営基盤の健全性・透明性の向上を目的とし、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、現行定款第19条(取締役の員数)に定める取締役の員数の上限を4名増員し、7名から11名に変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (基準日) 第12条 当社は毎年 <u>6月30日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使するこ	第2章 株式 (基準日) 第12条 当社は毎年 <u>3月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使するこ

<p>とができる株主又は登録株式質権者とする ことができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年<u>9</u>月に 招集し、臨時株主総会は、必要がある場 合に招集する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内 とする。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年<u>7</u> 月1日から翌年<u>6</u>月<u>30</u>日までの1年と する。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第45条 当社は、株主総会の決議に よって、毎年<u>6</u>月<u>30</u>日の最終の株主名 簿に記載又は記録された株主又は登録株 式質権者に対し、金銭による剰余金の配 当（以下「期末配当金」という。）を行 う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議に よって、毎年<u>12</u>月<u>31</u>日の最終の株主名 簿に記載又は記録された株主又は登録株 式質権者に対し、会社法第454条第5項</p>	<p>とができる株主又は登録株式質権者とす ることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年<u>6</u>月に 招集し、臨時株主総会は、必要がある場 合に招集する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内 とする。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u> 月1日から翌年<u>3</u>月<u>31</u>日までの1年と する。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第45条 当社は、株主総会の決議に よって、毎年<u>3</u>月<u>31</u>日の最終の株主名 簿に記載又は記録された株主又は登録株 式質権者に対し、金銭による剰余金の配 当（以下「期末配当金」という。）を行 う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議に よって、毎年<u>9</u>月<u>30</u>日の最終の株主名 簿に記載又は記録された株主又は登録株 式質権者に対し、会社法第454条第5項</p>
---	---

<p>に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>令和元年7月23日改定により第44条(事業年度)に規定する当会社の事業年度が変更されたことに伴い、令和元年7月1日から始まる事業年度は、令和2年(2020年)3月31日までの9カ月間とする。なお、第45条、第46条は変更後の定款を適用する。</u></p> <p><u>なお、本条は、令和2年(2020年)4月1日をもってこれを削除する。</u></p>
--	--

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	令和元年7月23日
定款変更の効力発生日	令和元年7月23日

以 上